

おでかけ  
あんしん  
事業

認知症の方や家族が  
安心して地域で生活できる環境を

葛飾区  
の現状

葛飾区内の徘徊高齢者保護人数は、平成29年に632人であったのが、平成30年は714人(葛飾・亀有警察署調べ)と増加しています。

区では、認知症の症状で徘徊のある高齢者の早期帰宅につながるおでかけあんしん事業に、今年度からおでかけあんしん保険を加えました。

【担当課】 高齢者支援課 ☎5654-8597

まずは おでかけあんしん事業へ登録を！

【登録先】  
福祉総合窓口(区役所2階201番)

【対象】

区内在住で、次のいずれかに該当する方  
※ただし、施設に入所している方は除きます。

- ▷医師に認知症と診断されていて徘徊の恐れがある方  
→診断書など認知症であることがわかるものの写しが必要です。ただし、要介護認定を受けている場合は不要です。
- ▷届出書に添付の「おでかけあんしん保険チェックリスト」で、該当する項目がある方

【登録方法】

所定の届出書に対象となる方と緊急連絡先(家族など原則2人以上)の情報を記入していただき、福祉総合窓口(区役所2階201番)に提出すると登録ができます。

届出書は福祉総合窓口で配布する他、区ホームページ(トップ→くらしのガイド→高齢者福祉→各種支援事業→おでかけあんしん事業)からも取り出せます。

おでかけあんしんシール

登録時に登録番号とコールセンターの電話番号を記載したおでかけあんしんシールをお渡しします。

対象となる方が警察などに保護されたときに、靴など身につけるものに貼ったシールを手掛かりに24時間対応のコールセンターを利用して身元や緊急連絡先を照会し、ご家族などに連絡することで、早期の帰宅へつなげます。

※保険の加入を希望しない方でも、おでかけあんしんシールのみのお渡しは可能です。



都内初!  
保険料無料

おでかけあんしん保険(認知症保険)

認知症による徘徊が原因となる鉄道事故などが発生し、家族が損害賠償責任を負うことになった場合などに補償される保険です。保険のみの加入はできません。

補償内容	補償金額
個人賠償責任補償 (例)線路に立ち入って電車を止めてしまい、遅延・運休を伴う営業損害の損害賠償請求を家族が受けた場合	最大5億円
傷害の補償 (例)交通事故が起きて本人が死亡したり後遺障害が生じたりした場合	最大50万円(後遺障害については程度により2~50万円)
被害者死亡時の見舞費用の補償	15万円

※事故が発生したときの補償金の請求は、親族または本人(成年後見人)のみが可能です。

地域の皆さんへ 高齢者の方の  
異変に気づいたら連絡ください

高齢者見守り相談窓口

【問い合わせ】 高齢者支援課 ☎5654-8257  
高齢者総合相談センター(右表参照)

65歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症などによる徘徊など、地域の中で見守り支援を必要とする方に関する相談を受け付けています。



ひとり暮らしの方などの  
連絡先をお預かりします

かつしかあんしんネット

緊急連絡先などの情報をあらかじめ高齢者支援課・民生委員・高齢者総合相談センターがお預かりし、利用者の病気やけがなどの緊急時に、消防や警察、医療機関からの依頼に応じて情報を提供します。

【対象】 次のいずれかに該当する方

- ▶65歳以上のひとり暮らし、またはひとり暮らしと同様の状況にある方
- ▶75歳以上の方のみで構成される世帯の方

お困りのことがあれば  
ご相談ください

高齢者総合相談センター

4月28日(日)～5月6日(月・振休)は休館します。

高齢者総合相談センター	所在地	電話番号
水元	水元1-26-20	3826-2419
水元公園	南水元4-27-13-1階	6231-3567
新宿	新宿2-16-4	3826-8726
金町	東金町1-36-1-108	3826-5031
高砂	高砂3-27-12	5889-8600
柴又	柴又1-47-7-102	5876-9531
青戸	青戸3-13-19	5629-5719
亀有	亀有4-31-18-105	6240-7630
堀切	堀切2-66-17	3697-7815
お花茶屋	白鳥1-12-20-1階	5671-2471
東四つ木	東四つ木2-27-1	5698-2204
立石	立石6-19-10-1階	6657-6140
奥戸	奥戸3-25-1	5670-5212
新小岩	新小岩1-49-10-1階	5879-9328

【相談時間】 月～金曜日/午前9時～午後7時  
土曜日/午前9時～午後5時30分  
日曜日、祝日、年末年始は休館。

改元に伴う元号による年表示の取り扱いについて

改元日(5月1日)前までに区が作成した文書は、改元日以降の日付に「平成」を使用しても有効です。  
また、改元日以降に作成する文書には、原則「令和」を使用しますが、「平成」を使用しても有効です。

【担当課】 総務課 ☎5654-8137

